

学校法人永原学園と神崎市との包括的地域連携に関する協定書

神崎市と学校法人永原学園の両者（以下「両者」という。）は、同学園が擁する西九州大学グループ地域連携センター事業を活用した神崎市地域活性化及び神崎市地域産業振興等に関し、包括的に、相互に連携・協力することについて、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 両者は、次の事業を連携・協力して行う。

- (1) 神崎市街地活性化
 - (2) 神崎市まちづくり
 - (3) 市民活動及び地域活動等の活性化
 - (4) 永原学園の地域連携事業を活用した人材育成
 - (5) 医療・栄養・福祉・スポーツ・教育・保育・心理に関する連携事業
 - (6) その他、地域活性化及び地域産業の振興に関する諸事業
- （連携・協力）

第2条 両者は、次の事項について連携・協力を行う。

- (1) 永原学園による地域活動に関する調査研究
 - (2) 地域との連携プロジェクトへのコーディネーター派遣
 - (3) 地域貢献へと結実する教育・研究活動
 - (4) 学生が街なかにいることによる中心市街地活性化
 - (5) 地域再生・創生のリーダー養成
 - (6) 地域活動への学生ボランティア派遣
 - (7) 流通事業・商談会等への学生参加
 - (8) 企業と学生の出会いの場づくり
 - (9) 学生起業への支援
 - (10) 医療・栄養・福祉・スポーツ・教育・保育・心理に関する知的・人的協力体制の確立及び実践
 - (11) 神崎市保・幼・小・中・高各学校との連携に基づいた事業
 - (12) 生涯学習に関する連携事業
 - (13) その他、地域活性化及び地域産業の振興に関する連携事業
- （連携・協力協議会）

第3条 両者は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、両者の間に連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、期限を設

けない。ただし、両者のいずれかが申し出た場合においては、本協定書を破棄することができる。

（補足）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の在り方等については、両者が協議して定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合には、両者が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、両者が署名の上、各自1通を所持するものとする。

平成26年 7月22日

佐賀市神園3丁目18-15
学校法人永原学園
理事長

神崎市神崎町410番地
神崎市
神崎市長

(署名) 福元裕二

(署名) 松本茂幸